

特定調達品目及び判断の基準等の 見直し（案）について（物品・役務）

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 定期見直し対象品目について
3. 定期見直し以外の品目について
4. 提案募集に係る対応について
5. その他の検討事項・品目等

令和2年10月29日

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ② 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ プラスチック資源循環戦略への対応

■ 「政府実行計画」における公用車に係る目標等

- ➡ 政府公用車の目標は「**2030年度までに**代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車の**ほぼ全てを次世代自動車※¹とする**ことに向けて努める」
- ➡ **2020年度の間目標**は「政府全体で公用車の**4割程度を次世代自動車とする**ことに向けて努める」こととされている。**2018年度の実績は17.4%**
 - ➡ 平成30（2018）年度における政府の次世代自動車保有台数**4,744台**の内訳は、**ハイブリッド自動車（HEV）4,388台**（次世代自動車に占める割合**92.5%**）、**クリーンディーゼル自動車（CDV）243台**（同**5.1%**）、**HEV・CDV以外の次世代自動車113台**（同**2.4%**）

■ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」への積極貢献

- ➡ 長期戦略において「**自動車**による気候変動対策への**積極貢献の力ギは電動化**による環境性能向上」とされているところ
- ➡ “**Well-to-Wheel**”での**ゼロエミッション**が究極的に目指すべき方向

グリーン購入法において、**次世代自動車**へのより一層の代替推進、特に**電動車等※²の積極的な調達**を促す判断の基準に設定できないか

※1：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、天然ガス自動車（CNG）、クリーンディーゼル自動車（CDV）及び水素自動車

※2：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及び水素自動車

検討の方向性

政府全体で定められている目標・方針等について

- ① 政府実行計画における次世代自動車に係る目標【再掲】
 - ➡ 2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とする
- ② 長期戦略における電動化による環境性能向上に関する言及【再掲】
 - ➡ 次世代自動車のうち、特に電動車への積極的な代替推進
- ③ 燃費に係る省エネ法トップランナー基準※への対応可能性に係る調査
 - ※ 最新目標年度：乗用自動車2030年度、小型貨物車2022年度、重量車2025年度



目標・方針等を踏まえた見直しの考え方について

- ① 代替可能な自動車については可能な限り次世代自動車に限定
- ② 2段階の判断の基準の設定等、電動車等について率先調達を促進
- ③ 燃費基準は最新のトップランナー基準の適用に向けて、市場への供給状況を踏まえた検討が必要（令和3年度以降に引き続き検討）

次世代自動車への代替可能性について

平成30（2018）年度新車販売台数実績

- 登録車＋軽自動車全数：約**525万台**
 - 乗用車（普通＋小型＋軽）：約**436万台**、乗用車以外：約**89万台**
- 次世代自動車（HEV、PHV、EV、FCV、CNG及びCDV）：約**168万台**
 - 乗用車：約**167万台（99%超）**：乗用車販売台数全体の約4割
 - 乗用車以外：1万台未満（1%未満）
- 国等の公用車調達台数**7,938台**のうち、次世代自動車は**974台**に留まる

「乗用車」については次世代自動車に限定可能と判断
「乗用車以外」については限定は困難。ただし、次世代自動車は市場に流通

「乗用車」は最低でも次世代自動車
「乗用車以外」は可能なら次世代自動車 } 左記の方向での基準化を検討

自動車に係る判断の基準の見直し案【概要】

自動車の種類		判断の基準（案）		燃費基準値（案） 【表番号は改定案参照】
		基準値 1	基準値 2	
乗用車		電動車等	次世代自動車	○ 現行の基準（令和2（2020）年度基準）（表 2）
小型バス		次世代自動車	次世代自動車又は一定の燃費性能及び排出ガス性能（ガソリン及びLPガス）を満たす車両	○ 現行の基準（平成27（2015）年度基準）（表 3）
小型貨物車		次世代自動車		○ 現行の基準（平成27（2015）年度基準）（表 4－1～表 4－3。LPGは2010年度）
重量車	バス等	次世代自動車		○ 現行の基準（平成27（2015）年度基準）（表 5、表 6 及び表 7）
	トラック等 トラクタ			
特種用途車		（次世代自動車）	－	○ 用途上、グリーン購入法の適用外になると想定

注：内燃機関を有する次世代自動車のうち、乗用車については一定の燃費性能及び排出ガス性能を別途求めることとしており、令和3年度については、現行の判断の基準に据え置く。

備考（抜粋）

- 「次世代自動車」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 「電動車等」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう。

新たな燃費基準値は令和3年度以降に引き続き検討（次スライド参照）

■ 自動車の燃費基準値の見直しに係る検討

- ➡ 燃費基準値については、これまでも最新のトップランナー基準を参考とし、市場動向を踏まえ設定してきたところ
 - ➡ 現段階の最新のトップランナー基準（乗用車**2030**年度、小型貨物車**2022**年度、重量車**2025**年度）の適用可能性の判断に当たっては市場への供給状況等の確認が必要
- ➡ 新たな燃費基準値の設定に当たり考慮すべき次年度のエコカー減税等の制度について検討中であり、現段階において結論が得られていない状況

■ カーエアコン冷媒のフロン代替について

- ➡ 低**GWP**冷媒への代替促進の観点から、フロン排出抑制法に基づく目標年度（令和**5（2023）**年度）の前倒し設定の可能性の検討

- 令和3年度から本年度の基本方針の改定により乗用車等6品目に分割予定の**車種別に、エコカー減税等の内容及び市場動向を勘案しつつ、適切な燃費基準値の設定について継続して検討**
- カーエアコンの低**GWP**冷媒については令和**5（2023）**年度規制開始に向けた技術開発等の取組状況を踏まえ、**引き続き設定可能性について検討**

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ② 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ プラスチック資源循環戦略への対応

飲料自動販売機設置に係る現行の判断の基準等・検討の方向

■ 飲料自動販売機設置

- 飲料自動販売機設置は平成23年度に特定調達品目に追加された品目
- 判断の基準については、これまで数次にわたり改定されてきたところ。現行の判断の基準として以下の6項目を設定（下記①～④は設置する自動販売機に対する基準、⑤及び⑥は設置事業者に対する基準）
 - ① エネルギー消費効率（年間消費電力量）
 - ② 冷媒・断熱材発泡剤のノンフロン
 - ③ 環境配慮設計の実施及び実施状況の公表
 - ④ 特定の化学物質の含有基準及び含有情報の公表
 - ⑤ 飲料容器の回収及びリサイクルの実施
 - ⑥ 使用済自動販売機の回収・リサイクルシステムの構築
- 上記①～④の判断の基準を満たす機器がほとんどであり、国等の機関の調達シェアも大きいことから、判断の基準の強化・見直しにより、地方・民間への波及効果を含め、大きな環境負荷低減効果が期待
- 販売する飲料については、容器包装の排出抑制、プラスチック資源循環戦略への積極的取組の実施等、国等の機関の率先対応【別途検討】

気候変動対策、プラスチック資源循環、3R等の幅広い観点から検討

飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直しの考え方

見直し対象について

- 現行の特定調達品目は、缶・ボトル、紙容器及びカップ式の飲料自動販売機を対象としているところ
- 国内における出荷台数、国等の機関における調達状況、プラスチック資源循環戦略への対応、地方公共団体・民間への波及効果等を踏まえ、本年度の見直しにおいては、国内出荷台数の**94.1%**（平成30年度）を占める**缶・ボトル飲料自動販売機**を主たる対象として検討を実施

エネルギー消費効率の見直し、新たな判断の基準等の設定について

- エネルギー消費効率（年間消費電力量）については省エネ法のトップランナー基準の達成状況を踏まえ、現行の**判断の基準の強化**及び**2段階の判断の基準の設定**について検討を実施
- **飲料の常温販売やリビルド（リユース）型の自動販売機の活用可能性、その他配慮事項の判断の基準への格上げ等**について検討を実施
 - ➡ 常温販売やリビルド（リユース）型の機器を活用する場合は、現行の**設置する飲料自動販売機の対象の検討が必要**



飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し

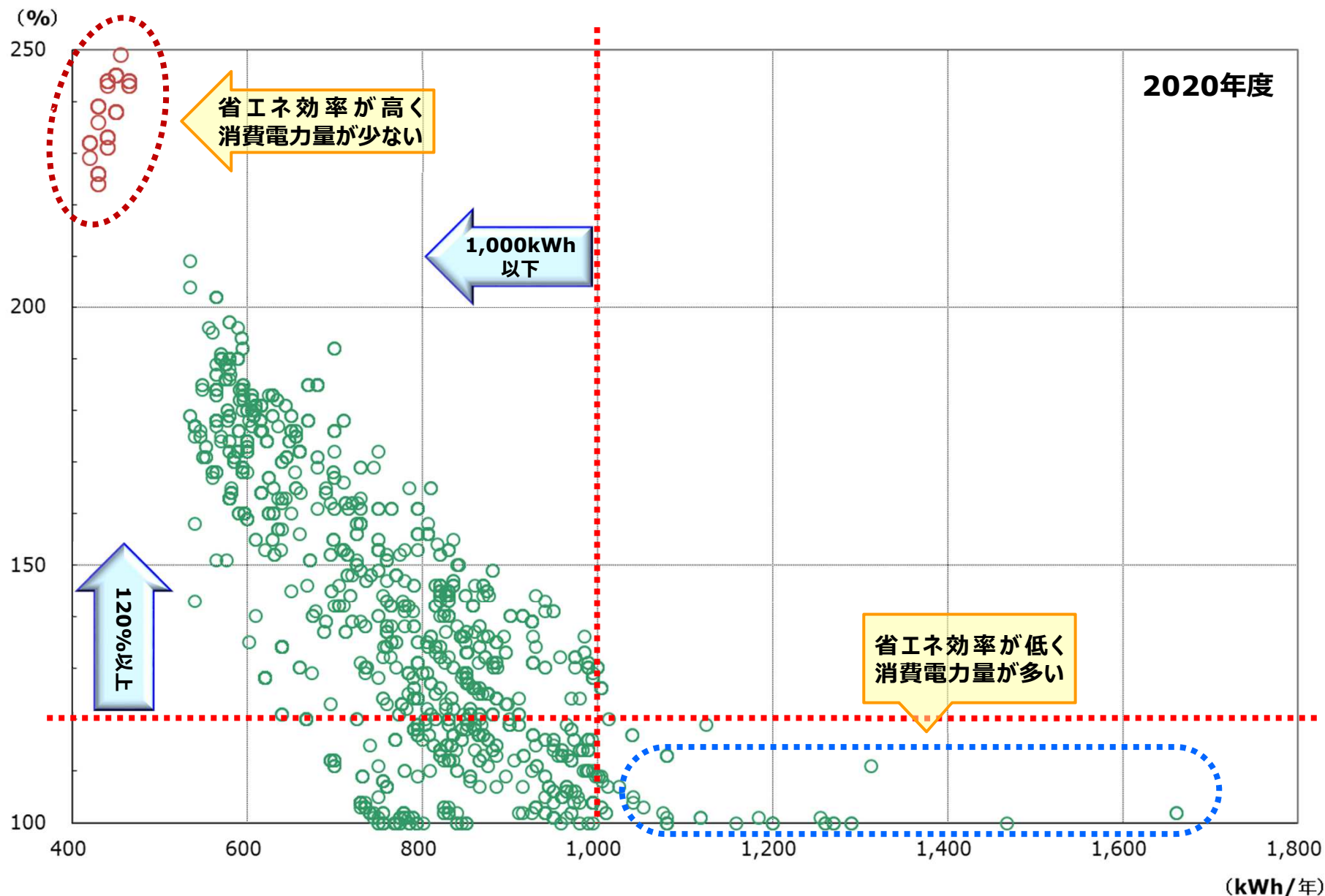
■ 飲料自動販売機本体に係る判断の基準

- ➡ 缶・ボトル飲料自動販売機についてエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準の強化
 - ➡ エネルギー消費効率の上限値（1,000kWh/年）の設定
 - ➡ エネルギー消費効率達成率に係る判断の基準の強化（トップランナー基準の120%達成レベル）
- ➡ LED照明の使用（新規）
 - ➡ LED照明の使用を新たに判断の基準として設定（蛍光灯照明の置き換え促進）

■ 設置事業者に係る判断の基準及び配慮事項（運用面）

- ➡ 屋内設置自動販売機の常時消灯（配慮事項からの格上）
 - ➡ 屋内に設置される自動販売機について常時消灯（夜間の購入等に支障をきたす場合を除く）を判断の基準として設定
- ➡ 飲料容器の回収に使用するプラスチック製ごみ袋について特定調達物品等の使用（新規・配慮事項）
 - ➡ 飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合に判断の基準を満たす物品の使用を推奨

【参考】年間消費電力量と省エネルギー基準達成率



1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ② 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ プラスチック資源循環戦略への対応等について

ア. 庁舎等において営業を行う小売業務

- ➡ 庁舎等において営業を行う小売業務（以下「小売業務」という。）については、平成30年度にプラスチック資源循環戦略の策定に向けた検討状況を踏まえ、容器包装の削減、プラスチック製の買物袋の削減及びバイオマスプラスチック化※の観点等から、判断の基準等に係る見直しを実施したところ
 - ※ 提供する全ての（ワンウェイのプラスチック製）買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用
- ➡ 本年7月から消費者のライフスタイル変革を促すべく、プラスチック製の買物袋（レジ袋）の有料化が開始されたところ
- ➡ 小売業務に係る判断の基準は、プラスチック製の買物袋の植物由来プラスチックの配合率をレジ袋有料化の詳細が決定する以前の段階で設定。このため、容器包装リサイクル法の省令を踏まえた配合率の引き上げが必要

- 「ワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）」に係る判断の基準の強化及び新たな判断の基準の設定（一部経過措置の設定を含む）
 - 植物由来プラスチックの配合率を10%以上から25%以上に強化
 - レジ袋の薄肉化（省資源）の観点から「呼び厚さ」に係る判断の基準の設定等
- 配慮事項に業務使用のプラスチック製ごみ袋の特定調達物品等利用を設定等

イ. プラスチック製ごみ袋

- ➡ 令和2年度より新規追加した品目であり、植物由来プラスチック配合率10%以上又は再生プラスチック配合率10%以上のいずれかを満たし、配合率の情報を表示することを判断の基準として設定
- ➡ 植物由来プラスチック配合率は、プラスチック資源循環戦略に基づき、適切に引き上げることとしているところ（備考に記載）

- プラスチック製ごみ袋に係る判断の基準の強化及び新たな基準の設定。併せて経過措置の設定
 - ア 植物由来プラスチックの配合率を10%以上から25%以上に強化
 - イ 再生プラスチックの配合率を10%以上から40%以上に強化
 - ウ 植物由来プラスチック又は再生プラスチックの配合率に係る情報表示
 - エ プラスチックの添加物として充填剤の使用禁止（増量が主目的のもの）
- 上記の判断の基準ア～エを満たすことだけでなく、エコマーク認定基準（商品類型 **No.128**「日用品 **Version1**」以降の「ごみ袋」）を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプI 環境ラベルの活用）

ウ. 飲料（新規品目）・会議運営

- ➡ 令和元年度において会議運営（委託契約等によって会議の運営を含む業務）に係る判断の基準として、飲料を提供する場合のワンウェイのプラスチックの製品・容器包装の使用禁止、リユース可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収の実施を新たな判断の基準等として設定したところ
- ➡ 他方、国等の機関が自ら実施する会議やイベント等において提供される飲料については、別途調達される場合があり、ワンウェイプラスチックの製品・容器包装の使用禁止が必ずしも適用されない場合が存在
- ➡ 本年度の提案募集において飲料（スチール缶、PETボトル）の新規提案

- 会議やイベント等において調達する飲料を想定し、環境負荷低減の観点から、飲料の容器等に求められる要件について業界と協議を開始することで合意
- PETボトルについては業界団体による2030年度自主目標によるボトルtoボトルの取組等についても勘案する必要があることから、飲料容器別の環境負荷項目及び評価に係る詳細な検討には相応の時間が必要

業界団体とも連携して飲料容器等の素材別の環境負荷に係る各種情報の提供を受けた上で、次年度以降も用途別の適切な飲料容器について検討を実施

2. 定期見直し対象品目について

令和2年度における定期見直し対象品目

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和2年度の定期見直し対象品目は9分野29品目

分 野	品 目
紙類	トイレットペーパー、ティッシュペーパー
画像機器等	トナーカートリッジ、インクカートリッジ
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
自動車等	乗用車用タイヤ
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ
役務	飲料自動販売機設置【詳細は前述】

- 市場動向等事前調査、業界団体等へのヒアリング又は書面等による調査等
- 定期見直し対象品目のうち、飲料自動販売機設置は重点的な検討を実施

定期見直し対象品目の検討状況等【1/2】

判断の基準等の見直し実施品目（飲料自動販売機設置を除く）

分野又は品目	見直し内容等
トナーカートリッジ、 インクカートリッジ	○ トナー・インクの<u>化学安全性</u>の記載内容について<u>変更</u> ○ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプ I 環境ラベルの活用）
エアコンディショナー 等	○ <u>特定の化学物質</u>について業務用エアコンディショナーは<u>判断の基準として設定</u>、ガスヒートポンプ式冷暖房機は新たに<u>配慮事項として設定</u>

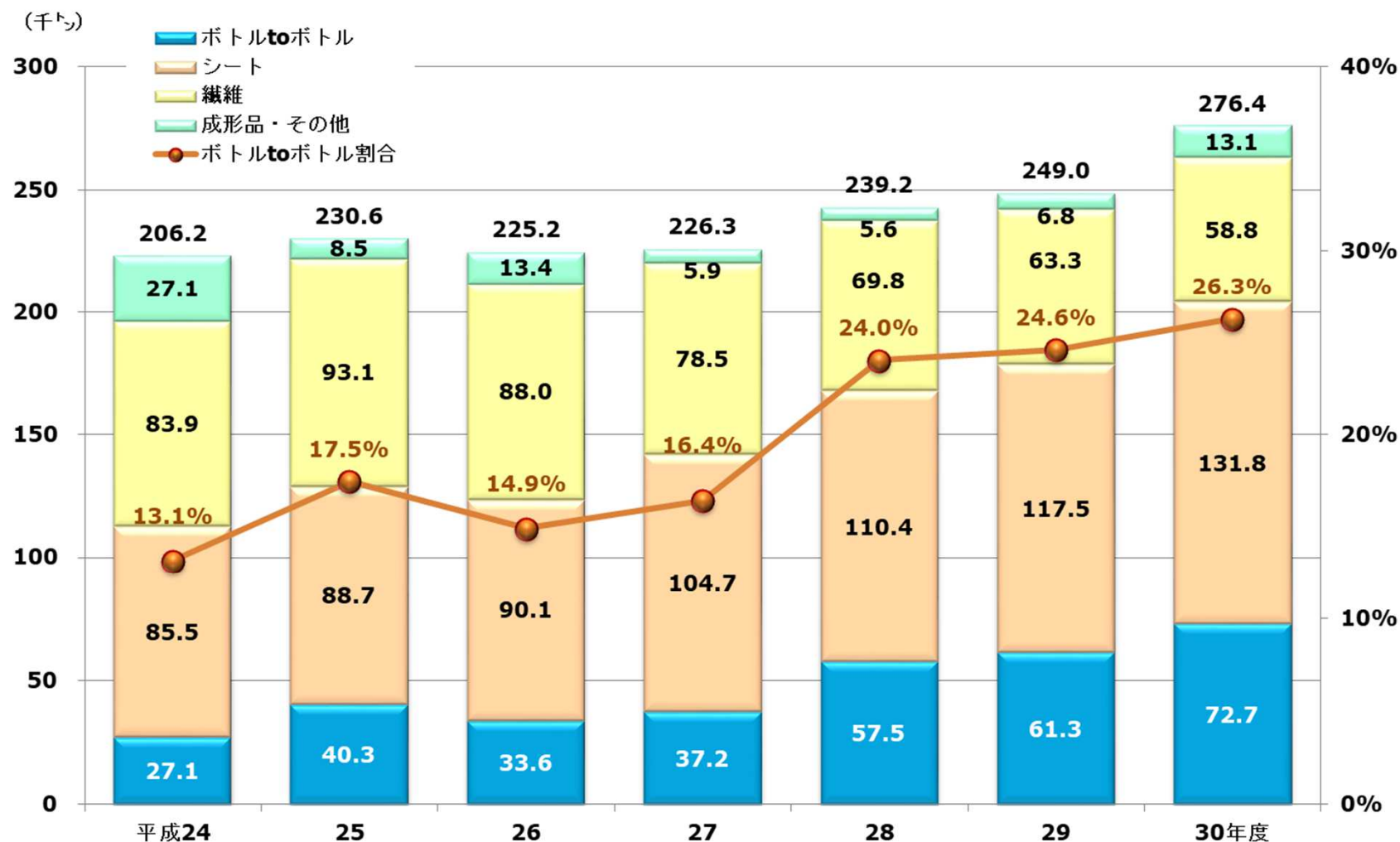
定期見直し対象品目の検討状況等【2/2】

判断の基準等の見直し未実施品目（飲料自動販売機設置を除く）

分野又は品目	見直し未実施理由・今後の対応等
トイレットペーパー、ティッシュペーパー	☐ 衛生用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率 100% であり、既にエコマーク認定基準のレベル。見直しの必要なしと判断
エアコンディショナー等	☐ 家庭用エアコンディショナーは次期トップランナー基準の改定と整合を図る観点から、 次年度も継続検討 ☐ 業務用エアコンディショナーはR32冷媒への転換後に次期トップランナー基準を検討予定。 次年度以降も継続検討 ☐ ガスヒートポンプ式冷暖房機の期間成績係数に係る判断の基準は据え置き。市場への供給状況等を踏まえ 次年度以降引き続き検討 を実施
乗用車用タイヤ	☐ 転がり抵抗に係る判断の基準の強化について 2段階の判断の基準の設定 を含め、 次年度も継続検討 。併せて国際規格との整合についても検討
制服・作業服等	☐ 再生PET樹脂の繊維用途への利用量は減少傾向（ボトルtoボトルの増加→飲料メーカーの取組） ☐ 再生PET樹脂、植物由来プラスチック、故繊維、再生材料等の配合率の引き上げは現段階では見送り
インテリア・寝装寝具	
その他繊維製品	
作業手袋	☐ 既にエコマーク認定基準レベル。見直しの必要なしと判断

【参考】国内向け再生PET樹脂利用量調査

- ボトルtoボトルによる指定PETボトルへの利用量・利用率はともに**大幅伸長**
- 繊維用途への利用量は平成30年度に58.8千トと24年度比で**30%の減少**



注：平成30年度のPETボトルの国内利用推計量334.2千トに対し、用途別利用調査量276.4千トでカバー率82.7%

資料：PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2019」

3. 定期見直し以外の品目について

令和2年度における定期見直し以外の品目概要

- **自動車**について政府実行計画（平成28年5月）、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年6月）を踏まえた検討【**検討結果は前述**】
 - ➡ 乗用車については原則として次世代自動車（可能な限り電動車を優先）の調達
 - ➡ 乗用車以外の自動車については可能な限り次世代自動車とし、市場動向・エコカー減税等の議論の進捗を踏まえ、現段階においては現行の燃費基準値による調達（令和3年度以降継続検討）
- プラスチック資源循環戦略への対応等【**検討結果は前述**】
 - ➡ 庁舎等において営業する小売業務※のレジ袋等、プラスチック製ごみ袋※に係る基準の強化及び役務の品目への拡大、会議運営※やイベント等において提供するために調達する飲料※等について検討
- 令和元年度から継続して検討する品目は**2分野3品目**
 - ➡ 電子計算機（サーバ型、クライアント型）はエネルギー消費効率の強化について検討
 - ➡ 磁気ディスク装置及びテレビジョン受信機は次期省エネ法トップランナー基準の見直しの進捗状況を踏まえ検討
- 新しい生活様式への対応等
 - ➡ **ICT**（情報通信技術）を活用したテレワークやウェブ会議等の新しい生活様式に対応しつつ、環境負荷低減に資する品目の検討

注：※印の品目は本年度の提案募集において提案のあった品目

令和2年度における定期見直し以外の品目一覧

定期見直し以外の品目一覧（継続検討品目、新規品目等）

分野	品目
電子計算機等	電子計算機（サーバ型、クライアント型）、磁気ディスク装置
家電製品	テレビジョン受信機
自動車等	自動車（乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ）【検討結果は前述】
役務・その他品目（新規等）	○ 小売業務※におけるレジ袋等、プラスチック製ごみ袋※【検討結果は前述】 ○ 会議等において提供する飲料※（会議運営※と併せて検討）【検討結果は前述】、災害備蓄用飲料水 ○ テレワーク用ライセンス（新規品目）、ウェブ会議システム（新規品目）

注：※印の品目は本年度の提案募集において提案のあった品目

① 電子計算機

- ➡ 電子計算機（サーバ型、クライアント型）については令和元年度において判断の基準等に係る見直しを実施したところ

a. サーバ型電子計算機

- ➡ サーバ型電子計算機については令和3（2021）年度目標の省エネ法トップランナー基準に準拠して省エネルギー性能に係る判断の基準を設定
 - ➡ 本年度は製品の供給状況を踏まえトップランナー基準の80%達成レベルを判断の基準として設定

b. クライアント型電子計算機

- ➡ クライアント型電子計算機については令和4（2022）年度目標の省エネ法トップランナー基準に準拠して省エネルギー性能に係る判断の基準を設定
 - ➡ 本年度は製品の供給状況を踏まえトップランナー基準の70%達成レベルを判断の基準として設定（国際エネルギースタープログラムVersion7.0でも可）

- サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率に係る判断の基準は、**80%達成レベル**からトップランナー基準達成への引き上げ
- クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率に係る判断の基準は、トップランナー基準の**70%達成レベル**から85%達成レベルへの引き上げ。次年度においても継続検討品目

継続検討品目に係る検討状況等【2/2】

② 磁気ディスク装置

- ➡ 磁気ディスク装置については、次期トップランナー基準について検討が実施され、本年6月にとりまとめられたところ

③ テレビジョン受信機

- ➡ 平成31年1月より次期トップランナー基準の見直しが始動されており、本年度中に新たな目標年度・目標値、多段階評価基準等が設定される予定

- 磁気ディスク装置については、次期トップランナー基準の告示時期との整合を図る観点から、次年度の継続検討品目とし引き続き検討を実施
- テレビジョン受信機については、次期トップランナー基準及び多段階評価基準等の検討との整合を図る観点から、次年度の継続検討品目とし、併せて2段階の判断の基準の設定についても引き続き検討を実施。なお、画面サイズ39V型以下に設定している経過措置は1年間延長（次年度併せて検討）

④ 災害備蓄用飲料水

- ➡ 現行の災害備蓄用品（飲料水）としては「ペットボトル飲料」が特定調達品目として選定されているところ
- ➡ 災害備蓄用品であることから、特に長期保管による製造段階、廃棄段階等における環境負荷低減を図るため、賞味期限や保管に当たっての物品管理に係る判断の基準等を設定

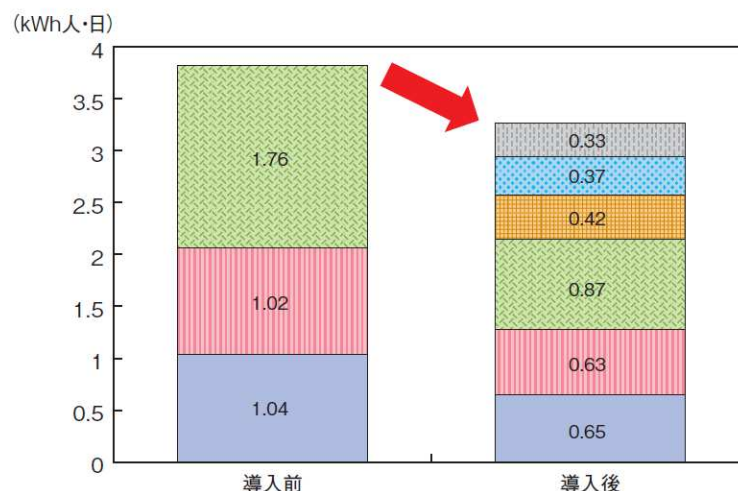
- 災害備蓄用品としての飲料水に求める第一の要件は、長期保管が可能であることであり、当該要件を満たす場合は、飲料容器の素材をペットボトルに限る必要はない

特定調達品目の名称を「ペットボトル飲料水」から「災害備蓄用飲料水」に変更し、ペットボトル以外の飲料容器素材へ対象を拡大（判断の基準等の考え方は変更なし）

⑤ テレワーク用ライセンス

- ➡ ICT（情報通信技術）を活用したテレワークにより、移動に伴う環境負荷の低減やオフィスのエネルギー等の削減※が見込まれることが従前から提唱
 - ※ 例えばテレワーク（在宅勤務）導入により消費電力量が1人当たり0.53kWh削減（14%削減。オフィス・家庭合算）されると試算（総務省「テレワークによる電力消費量・コスト削減効果の試算について」（平成23年5月））
- ➡ 新型コロナウイルス感染症対策の観点からの積極的な活用

■ テレワークを実施するために必要となる「**テレワーク用ライセンス**（システム用アカウント）」を新たに特定調達品目として追加



▲0.53kWh/人日
(▲14%)

出典：平成23年版情報通信白書

⑥ ウェブ会議システム

- ➡ インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムであり、移動に伴う環境負荷の低減や会議のペーパーレス化が期待
- ➡ テレワークと同様に新型コロナウイルス感染症対策の観点からウェブ会議についても積極的な活用が求められているところ

■ 「ウェブ会議システム」を新たに特定調達品目として追加するとともに、遠隔地間等で会議ができること、及び導入するシステムは当該機関とウェブ会議を行う可能性のある他の機関と相互に利用可能であることの確認を判断の基準として設定

4. 提案募集に係る対応について

令和2年度における提案募集品目一覧

令和2年度提案募集への応募品目一覧

分野	品目
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、印刷用紙
文具類	ラベルライター※
オフィス家具等	樹脂製ブラインド※
画像機器等	インクカートリッジ、トナーカートリッジ
オフィス機器等	雨傘のしずく取り器※
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
制服・作業服等	制服（3）、作業服（3）、帽子
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、マットレス
その他繊維製品	不織布バッグ（バイオPE配合、生分解性）※、モップ、旗、のぼり、幕、集会用テント、防球ネット
災害備蓄用品	スチール缶飲料※
役務	印刷、食堂、庁舎等において営業を行う小売業務、飲料自動販売機設置、会議運営
ごみ袋	プラスチック製ごみ袋（3）
その他（新規追加提案）	ペットボトル飲料（再生PET、バイオPET）、リユース蓄電池、紙製食品容器（PEラミネート、パルプモールド）、バイオ系生分解性食器、CO2排出管理システム

注1：既存分野の品目の※印及び「その他（新規追加提案）」の品目は新規追加提案品目

注2：制服、作業服及びプラスチック製ごみ袋の（ ）内の数字は提案件数。他の品目はいずれも1件のみの提案

(1) 新規追加提案品目

① ラベルライター【文具類】

- ➡ 国等の機関における調達実績、環境負荷低減効果等について情報が得られなかったことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り。なお、**次年度の文具類の定期見直しにおいて引き続き検討を実施**

② 採光型樹脂製ブラインド【オフィス家具等】

- ➡ 国等の機関における調達可能性、環境負荷低減効果が確認できなかったことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

③ 雨傘のしずく取り器【オフィス機器等】

- ➡ 国等の機関における調達が少ないことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

④ 不織布バッグ（バイオPE配合バッグ、生分解性バッグ）【その他繊維製品】

- ➡ 国等の機関における調達がない又は極めて少ないことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

⑤ スチール缶飲料【災害備蓄用品】、ペットボトル飲料【その他】

- ➡ 飲料（スチール缶、PETボトル等）については次年度から検討を実施。本年度の検討結果は前述**1③ウ参照**

（次ページに続く）

(1) 新規追加提案品目

⑥ リユース蓄電池【その他】

- ➡ 製品に求められる安全性等の規格が確立していないことから検討から除外

⑦ 紙製食品容器（PEラミネート、パルプモールド）、バイオ系生分解性食器【その他】

- ➡ 原則としてワンウェイの食器等については素材を問わず検討の対象外

⑧ CO₂排出管理システム【その他】

- ➡ 国等の機関における調達がないことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

(2) 定期見直し品目に係る提案

- トナーカートリッジ、インクカートリッジ【画像機器等】、エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機【エアコンディショナー等】、制服、作業服、帽子、靴【制服・作業服等】、カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、マットレス【インテリア・寝装寝具】、集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ【その他繊維製品】、飲料自動販売機設置【役務】 **6分野23品目**
- ➡ 定期見直し対象品目に係る検討と併せて実施
- ➡ 検討結果については個別品目を参照

(3) 定期見直し品目以外の既存品目に係る提案

① コピー用紙、フォーム用紙、カラーインクジェットプリンター用塗工紙、印刷用紙【紙類】、印刷【役務】

- ➡ 紙類については古紙パルプ配合率の引き下げに係る提案
- ➡ コピー用紙及び印刷用紙については植林木、国産材チップ、残材等由来のパルプは森林認証パルプ、間伐材等パルプと同等の評価とすべきとの提案
- ➡ 印刷において使用する抄色紙及びファンシーペーパーについて古紙リサイクル適性ランクリストのB及びCランクから外すべきとの提案
- ➡ 紙類及び印刷に係る過年度までの検討を踏まえ、現段階で判断の基準等の見直しの必要はないものと判断されたことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

② 食堂【役務】

- ➡ 食堂で使用する石けん又は合成洗剤について廃食用油又は持続可能な原料由来の植物油脂の使用を求める提案
- ➡ 供給状況等から国等の機関における調達量の確保が困難と考えられること、持続可能性の確認が困難であること等により、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

(次ページに続く)

(3) 定期見直し品目以外の既存品目に係る提案

③ 庁舎等において営業を行う小売業務【役務】

- ➡ レジ袋を提供する場合の有料化及び植物由来プラスチックの含有率の引き上げに係る提案
- ➡ 店舗等で使用するゴミ袋について特定調達物品等であることを求める提案
- ➡ レジ袋に係る判断の基準等の強化及び小売業務で使用するプラスチック製ゴミ袋の検討結果については前述**1③アを参照**（プラスチック製ゴミ袋に係る判断の基準等の検討結果については前述**1③イを参照**）

④ 会議運営／オンライン名刺交換サービス【役務】

- ➡ 従来の紙名刺ではなく電子名刺による名刺交換サービスの提案
- ➡ 現段階において国等の機関における調達は少ないものの、ウェブ会議システムの導入に当たり、オンライン名刺交換機能の導入をウェブ会議システムの配慮事項として設定

5. その他の検討事項・品目等

(1) 分野横断的見直し

- 令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、植物由来のプラスチック及び再生プラスチックの利用促進に関する検討を実施したところ。個別品目の対応については見直し結果を参照
- 平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は現段階で改定されない見通しであることから、引き続き経過措置を延長

(2) 経過措置等設定項目

- 経過措置等を設定している品目については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討を実施。下表の対応（案）としたい

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応（案）
複合機、プリンタ、プリンタ複合機、スキャナ	消費電力量（国際エネルギースタープログラムVersion2.0基準→Version3.0基準）	終了
テレビジョン受信機	受信型サイズ39V型以下の消費電力量	1年間延長
プロジェクタ	待機時消費電力（0.5W→0.4W）	終了
木材・木材を原料とする品目	合法性証明に係る「ただし書」	延長

(3) JIS規格の改正に伴う見直し

- 太陽光発電システムに関連するJIS規格（太陽電池モジュール認証（JIS C 61215-1他））の改正に伴う見直し
- 太陽熱利用システムに関連するJIS規格（太陽集熱器（JIS A 4112）の改正（集熱器の種類、性能等））に伴う見直し。併せて2段階の判断の基準の設定

(4) 「エコドライブ10のすすめ」の改定に伴う見直し

- 自動車を利用する役務の判断の基準等に設定しているエコドライブの実施について、エコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）作成の「エコドライブ10のすすめ」の改定（令和2年1月）に伴う見直し

対象品目	見直しの内容（案）
太陽光発電システム	太陽電池モジュール認証に係るJIS規格の改正に伴い適格性確認試験及び型式認証の新たなJIS体系に移行
太陽熱利用システム	太陽集熱器の種類、集熱量・効率等に係るJIS規格の改正に伴い判断の基準等を見直すとともに、新たにJIS規格に設けられた「等級区分」に準拠して2段階の判断の基準を設定
輸配送、旅客輸送、クリーニング、引越輸送、会議運営	「エコドライブ10のすすめ」の改定に伴う変更内容をエコドライブの実施を判断の基準（輸配送、旅客輸送、クリーニング、引越輸送）及び配慮事項（会議運営）として設定している品目へ反映

(5) その他の修正等

- 文具類において個別の判断の基準が設定されている品目の一部について「表記ゆれ」の修正
- プラスチック資源循環戦略に基づく「バイオプラスチック導入ロードマップ」の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、修正等を実施

【参考】令和3年度における継続検討品目一覧

令和3年度における継続検討品目は下表に示す分野の13品目を予定

分 野	品 目	令和3年度における検討内容等
電子計算機等	電子計算機	○ クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率に係る判断の基準の引き上げ（トップランナー基準レベル）を検討
	磁気ディスク装置	○ 次期トップランナー基準の告示との整合を図り判断の基準を検討
家電製品	テレビジョン受信機	○ 次期トップランナー基準の告示との整合を図り判断の基準及び2段階の判断の基準の設定について検討
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	○ 家庭用エアコンディショナーについては次期トップランナー基準の告示との整合を図り判断の基準及び2段階の判断の基準を検討 ○ 業務用エアコンディショナーについては低GWP冷媒（R32）への転換後に次期トップランナー基準を検討
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	○ 期間成績係数に係る判断の基準について市場への供給状況等を踏まえ検討
自動車等	乗用車等6品目※1	○ 車種別の適切な燃費基準値の設定について継続して検討 ○ カーエアコンの低GWP冷媒について引き続き設定可能性について検討
	乗用車用タイヤ	○ 転がり抵抗に係る判断の基準の強化及び2段階の判断の基準の設定について検討。併せて国際規格との整合についても検討
役務・その他品目	（会議用）飲料※2 【新規品目】	○ 飲料容器等の素材別の環境負荷に係る各種情報を整理し、用途別の適切な飲料容器について検討

※1：乗用車等6品目の適切な燃費基準値、カーエアコン冷媒の低GWP化については令和3年度以降も継続検討

※2：飲料についてはPETボトルのボトルtoボトル等の利用目標等との整合を図りつつ、令和3年度以降も継続検討